

とちぎのアユ共通遊漁券使用にあたってのご注意

それぞれの釣り場を管理する漁協の遊漁規則（含む公示）を守って釣りをしてください。

1. 釣れる魚種は以下のとおりです。
あゆ
2. 釣り方は、竿釣り（友釣り、どぶ釣り、ルアー釣り）に限ります。
ルアー釣りは「渡良瀬漁協（リール使用禁止）」、「おじか・きぬ漁協（リール使用可能）」に加え、栃木県鬼怒川漁協、黒川漁協、那珂川連合会の一部区域で使用可能となります。各漁協の公示でご確認の上、お楽しみください。
3. ご利用できないエリアがあります。以下の漁場ではご利用いただけません。
各漁協が開設する特設釣場及び釣り大会の区域。
4. 組合員になっていらっしゃる方ご注意ください。
共通遊漁券をご購入になり組合費（賦課金）をお支払いいただけない場合、組合員資格がなくなります。再度組合員になろうとする際には改めて出資金が必要となりますのでご注意ください。

下記の注意事項をお読み頂き、同意の上、栃木県での釣りを楽しんでいただきますよう、お願い申し上げます。

- ① 冷水病蔓延防止にご協力ください
他河川からのオトリ鮎の持ち込みをご遠慮ください。
釣り場を移動される際、道具の消毒にご協力ください。
- ② カワシオグサ(青ノロ)、ミズタケチビルケイソウの生息拡大防止にご協力ください。釣り場を移動される際、道具の塩水消毒にご協力ください。
- ③ 駐車等の地域住民とのトラブルを避け、ルールとマナーを厳守するようお願いいたします。

令和7年1月1日

栃木県漁業協同組合連合会